

## 第16回官業民営化等WG2次ヒアリング回答

16.10.27  
総務省自治税務局企画課  
自治行政局行政課

### ○ 地方税の徴収【総務省】

① 税の徴収に関する業務をアウトソーシングすることを禁止等している法令の有無についてご教示願いたい。アウトソーシングすることを禁止等している法令が存在する場合、その具体的な中身及びかかる規制が存在することについての合理的な理由についてご説明願いたい。

#### (回答)

- ・ 地方税法及び地方税法においてその滞納処分の例によるとされている国税徴収法により、財産等の調査（国税徴収法第141条）、捜索（国税徴収法第142条）、差押え（地方税法第331条（市町村民税の場合））、公売（国税徴収法第94条）といった強制徴収に関する事項については、徴税吏員（公務員）が行うこととされている。  
従って、これらの行為は民間の事業者は法律上行うことができない。
- ・ これらの行為は、滞納者の意に反して強制的に実施されるものであり、公権力の行使の中でも、国民の権利義務に直結した特に強力な権限であることから、行政としての公平・中立な判断のもとに公務員が執行することとされているところである。
- ・ また、仮に、民間開放するとすれば、委託を受ける民間事業者に対して、滞納者のリストや所得・財産の状況などの情報を提供することとなるが、一定の期間ごとに、順次、落札業者が替わることも想定すると、多数の民間企業にこうした個人情報が伝わることとなるため、国民的な理解を得るのは困難であり、ひいては税に対する国民の信頼を失うおそれがある。強制徴収の実施主体を地方公共団体（公務員）に限定していることは、この点からも合理的な仕組みであると考える。

② 税の徵収に関する業務の全部または一部を民間に開放する場合に、法令上の手当ては必要となるか。必要であれば、具体的にいかなる部分についてどのような手当てを施す必要があるか、ご説明願いたい。

(回答)

- ・ 調査、差押え、公売といった徵税吏員のみが実施できることとされている事項を含めて民間に開放しようとする場合には、これらの条文を改正する必要がある。

③ 公権力の行使について民間に授權するかどうかは立法政策の当否の問題であり、必要な範囲で公平性、中立性を担保する措置を講じた上で民間に行使させることは可能と考える。かかる措置を講じた上でもなお、民間による公権力の行使に問題があるか。あるとするならば、具体的な問題点を網羅的に挙げられたい。

(回答)

- ・ 地方税の徴収は、国民の財産を強制的に検査・捜索したり、差押え・公売したりする行為を伴うものであり、警察が行う捜査などと同じく公権力の行使の中でも特に強力なものであることから、このような強力な権限を民間企業が行使することは適当でなく、国民的な理解を得るのは困難であると考える。
- ・ 仮に、民間企業に徴収を委託するとした場合、自らの本業における貸付金や売掛金などの債権回収と委託を受けた租税の徴収との間に、利益相反関係が発生することも想定される一方、委託期間内における徴収額の拡大が優先され、滞納者の個々の事情が中長期的な税源の確保（倒産の回避）といった観点を踏まえた判断とはならないと考えらえるが、こうした問題を防止できるように担保する措置を講じることは困難である。
- ・ また、秘密の保持との関係についても、守秘義務やみなし公務員規定をはじめ、民間委託を行うためには強い規制が前提となるが、そもそも税の徴収のために必要となる財産や所得の情報を受託した民間企業に提供すること自体が、納税者との信頼関係の観点から重大な問題になると考える。

④ 徴税業務については、全国統一基準での徴収を行うため、マニュアル化がすすめられているべきだが、どの程度整備されているのか。また、徴収担当者の教育に関しても、効率的なプログラムがあるべきだが、どういったものがあるのか。きちんと上記が整備されていれば、徴税業務の統一性については、十分なガイドライン化、マニュアル化等により、また徴税担当者間の連携により民間で十分対応可能であると考える。一方、マニュアルや研修プログラムが不備であれば、これは管理の不備としかいいようがなく、現在の体制での税の徴収の結果は、問題ではないか。

加えて、民間において税務に精通している人材のストックがあり、徴税業務への対応は可能と考える。従って、このような専門性、統一性の担保は官でなければなしえないものではなく、適切なスキームの下に民間による実施が可能と考えるが、かかる措置を講じた上でもなお、民間による実施に問題があるか。あるとするならば、具体的な問題点を網羅的に挙げられたい。

(回答)

- ・ 徴収についての基本的なルールは、地方税法、国税徴収法、通知等に細かく示されているところであるが、滞納者の状況はケースにより様々であり、国において、全国一律の徴収手順を定めたマニュアルを作成することは不可能である。
- ・ 地方団体において、可能な範囲で、事務処理のマニュアルを作成している場合についても、そのような「徴収マニュアル」は極めて秘密性が高いものであり、民間企業にそれを提供することは適当でない。
- ・ また、徴収業務における統一性の必要については、滞納者に対して行った調査結果や徴収過程でのやり取り等の情報を一元的に蓄積し、個々の納税者の事情や財産内容等を統一的、経年的に把握することが必要であるが、民間委託方式をとると、委託の開始時や終了時に民間企業と地方団体との間で、そうした情報を漏れなく引き継ぐことになり、当該引き継ぎのために新たなコストが生じるほか、徴収において十分な対応がとれなくなる可能性がある。
- ・ また、徴収担当者の教育に関しては、各地方団体において、実務経験を積みながら能力向上が図られているが、自治大学校や市町村職員中央研修所において地方の税務職員に対して研修が実施されているほか、地方においてもブロック研修等が行われているところである。

⑤ 税の徵収に関する業務における裁量の範囲は、徵税の公平性の観点からごく限られた範囲に留まるものと思料するが、かかる裁量の具体的な内容について網羅的にご説明願いたい。裁量的部がほとんど存在しないのであれば、業務の民間開放に適していると考えるが、貴省の見解を伺いたい。

(回答)

- ・ 徵収事案の一件一件は、納税者の財産、所得、滞納のあり方等すべて異なっており、これらは、機械的一律に処理を行えるものではない。そのような観点から民間開放に適しているとは考えられない。

⑥ 地方自治体においては、地方税に限らず、講座受講料、幼稚園授業料、公園占用料、入場料等、広く公金の徴収について、民間への委託が可能となるような措置の要望がある。これについては、地方自治法施行令第158条に列挙されている使用料、手数料等しか民間への徴収・収納事務の委託ができないようになっている。このような公金の徴収については、民間に委託しても問題ないと考えられ、徴収について民間委託できる公金の範囲を拡大すべきであると考えるが、貴省の見解を伺いたい。

(回答)

- ・ 現行制度上、私人に公金の徴収・収納事務を委託することが認められている収入は、次のような性格を有するもの。
  - ① 常時徴収を必要とする収入であること
  - ② 住民の便益の向上が図られるものであること
  - ③ 収入の確保すなわち間違いがなく収入できること
  - ④ 経済的に収入できることすなわち地方公共団体が直接収入した場合の経費よりも私人に委託した方が諸経費の節減を図ることができること
- ・ 地方自治法以外の法律に規定されている歳入については、当該法律又はそれに基づく政令により、私人に徴収・収納事務を委託するかを規定すべきであるが、それ以外については、地方公共団体からのニーズを踏まえつつ、上記のメルクマールに照らし、個々の歳入ごとに私人に徴収・収納事務を委託できるか適宜検討してまいる所存。

(参考)

○ 地方税法（昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号）（抄）

（市町村民税に係る滞納処分）

第三百三十一条 市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない。

- 一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 3 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付又は納入の催告書」とする。
- 3 市町村民税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。
- 4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。
- 5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。
- 6 前各項に定めるものその他市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。
- 7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。

（国税徴収法の例による市町村民税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪）

第三百三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三百三十一条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者
- 二 第三百三十一条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の同条に規定する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを持たせた者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

## ○ 国税徴収法（昭和三十四年四月二十日法律第百四十七号）（抄）

### （質問及び検査）

第百四十一条 徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。第百八十八条第二号において同じ。）を検査することができる。

- 一 滞納者
- 二 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
- 三 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- 四 滞納者が株主又は出資者である法人

### （検査の権限及び方法）

第百四十二条 徴収職員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物又は住居その他の場所につき検査することができる。

- 2 徴収職員は、滞納処分のため必要がある場合には、次の各号の一に該当するときに限り、第三者の物又は住居その他の場所につき検査することができる。
  - 一 滞納者の財産を所持する第三者がその引渡をしないとき。
  - 二 滞納者の親族その他の特殊関係者が滞納者の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある場合において、その引渡をしないとき。
- 3 徴収職員は、前二項の検査に際し必要があるときは、滞納者若しくは第三者に戸若しくは金庫その他の容器の類を開かせ、又は自らこれらを開くため必要な処分をることができる。

### （公売）

第九十四条 税務署長は、差押財産を換価するときは、これを公売に付さなければならぬ。

- 2 公売は、入札又はせり賣の方法により行わなければならない。

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（私人の公金取扱いの制限）

第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）

（歳入の徴収又は収納の委託）

第一百五十八条 次の各号に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

- 一 使用料
- 二 手数料
- 三 賃貸料
- 四 貸付金の元利償還金

- 2 前項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。
- 3 第一項の規定により歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者は、普通地方公共団体の規則の定めるところにより、その徴収し、又は収納した歳入を、その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）を添えて、出納長若しくは収入役又は指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。
- 4 第一項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、出納長又は収入役は、当該委託に係る歳入の徴収又は収納の事務について検査することができる。

第一百五十八条の二 普通地方公共団体の歳入のうち、地方税については、前条第一項に規定する場合に限り、その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者として当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができる。

- 2 前項の規定により地方税の収納の事務の委託を受けた者（以下のこの条において「受託者」という。）は、納税通知書その他の地方税の納入に関する書類に基づかなければ、地方税の収納をすることができない。
- 3 出納長又は収入役は、受託者について、定期及び臨時に地方税の収納の事務の状況を検査しなければならない。
- 4 出納長又は収入役は、前項の検査をしたときは、その結果に基づき、受託者

に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

- 5 監査委員は、第三項の検査について、出納長又は収入役に対し報告を求める  
ことができる。
- 6 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。